



毎月徴収される社会保険料とは違い、労働保険の保険料徴収は見込み賃金額で1年分前払い方式。1年経過後、実際に支払った賃金額から保険料を再計算して確定し不足・超過額の清算を行うと同時に向こう1年の見込み賃金額で保険料を計算して前払い、これを毎年繰り返していきます。

これを「年度更新」といいます。

この「年度更新」の時期も今年から変わります。

従来は4月1日から5月20日の期間でしたが、今年から6月1日から7月10日までが、申告・納付時期となり、必要書類の年度更新申告書も5月末に各会社宛送付されます。

新しい保険率はこの申告書に印字されていますが、保険料の算定期間は4月から翌年3月までと変わりなく、給与計算される場合には予め新しい保険率を確認する必要がありますので、ご注意下さい。

延納の場合は、納付期限が2期目は10月31日、3期目が翌年1月31日となります。

(事務組合は別納期限)

### ●西尾の解説

ですので、今年から、労働保険の「年度更新」と社会保険の「定時改定」の時期がダブルということになります。

納期限の改定は、社会保険の算定基礎の時期に合わせたほうが、事務手続き上宜しいのではないかという意見が以前からあり、それに従い変わったわけです。

会社で、総務人事、給与計算などご担当の皆様は、お仕事の年間スケジュールをお立てになるとき、お気をつけください。

---

### ★トピックス～ここが要チェック～

さて、今回のトピックスは、社会保険労務士試験を受験なさる方向けのお話。受験とは関係のない方も、へえ、試験に出るとこ、ってそうなんだ！と興味を持っていただけるかな？

だいたい、過去の例からまいりますと、試験に出やすいのは、これから改正が入るとこ、変わったばかりのところです。なので、上記の、労災保険率と納期限が変わったばかりっていうのは、狙い目です。

私が、社労士の受験勉強をしているときは、労災保険率の最高は、木材伐出業、水力発電・ずい道建設の1000分の133、最低はその他の事業の1000分の5.5でした。講師から最高と最低の業種と保険率は、暗記するようにアドバイスされたのを思い出しました。受験生の方々、特に労働保険徴収法の勉強のときは、今回の改正も絡めてしっかり勉強なさってくださいね。

要チェックですよ。

---

~~~~~編集後記~~~~~

食べる話ばかりで、少々お恥ずかしいのですが、今日、錦市場で、橙を買いました。

あ、お正月の鏡餅の上に載せる、柑橘類の橙です。

橙、鍋物のポン酢に最適なのです。

錦の果物屋さんでは、お正月用ではなく、  
ポン酢用に売ってくれます。

顔なじみの果物屋さんの大將が、  
「いや～、今年の橙は、あんまり、ようなくて...。」  
と、5個250円で買った紙袋に、6個入れてくれました。

ちょっと幸せ。  
今夜は、かに(もちろん冷凍ロシア産です) ちりです。

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。\*

\*\*\*\*\*

---

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

---